令和５年度　家庭的保育事業等指導監査実施計画

１．基本方針

　家庭的保育事業を行う事業所に対して、児童福祉法並びに伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

２．指導監査の方式及び回数

（１）一般指導監査

　関係法令・通知および伊勢市家庭的保育事業等指導監査実施要項に基づき、１年に１回以上実地により実施する。

（２）特別指導監査

　事業の運営等に問題を有する事業所を対象に実施する。

３．指導監査の重点項目

以下を令和５年度の重点項目とする。

（１）非常災害対策の強化

　火災、地震、浸水等の非常災害に対する具体的な計画を立て、訓練を定期的に実施しているか。

（２）感染症・食中毒の発生及びまん延防止対策の徹底

　感染症又は食中毒の予防対策、発生時のまん延防止対策は適切に行われているか。

（３）事故発生の防止等の徹底

　事業所内外の安全点検等、事故の発生の防止対策に努めているか。また、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図っているか。

（４）職員配置基準の順守

　職員配置基準における職員の数および資格等を満たしているか。

（５）保育の質の確保

　事業者は職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。また、事業者及び職員は、研修等を通じて必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努めているか。

（６）法人及び施設の運営　※法人格を有する事業所のみ

　関係法令等や定款の定めに従い、適正な運営がなされているか。

（７）虐待等の不適切保育への対応や未然防止のための取組について適切に行われているか

４．令和５年度指導監査実施数（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業 | 令和４年度計画 | |
| 対象数 | 計画数 |
| 家庭的保育事業 | ４ | ４ |
| ※対象数は、各年度４月１日現在 | | |